



発行 / 西東京市
編集 / 企画部広報広聴課
〒188-8666
東京都西東京市南町5-6-13

西東京

市の人口と世帯数

(平成18年1月1日現在)

		人口	前月比
人	男	93,905人 (1,212人)	77増 (1増)
	女	95,999人 (1,535人)	92増 (8増)
	合計	189,904人 (2,747人)	169増 (9増)
世帯数		85,195世帯 (1,420世帯)	91増 (3減)

カッコ内は外国人登録人口(再掲)

今号の主な内容

4面

市民意見提出手続きを実施



高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画・第3期についての市民の皆さんの意見を募集します。

5面

防犯活動団体パネル展示会開催



地域の皆さんで防犯活動に取り組んでいる防犯活動団体を、パネルで紹介します。

6面

予算編成方針等を公表します



現在市ですすめている平成18年度予算編成方針などをご覧いただけます。

7面

農業体験農園の利用者募集!



市内の農園では、農作物づくりに興味のある方を募集します。

平成18年度 住民税が変わります

平成18年度から定率減税の縮小、老年者控除の廃止など大幅な改正がありました。

主な改正点は、次のとおりです。

市民税課(田無庁舎内線1321~1328)

すべての方へ

定率減税の縮小

定率減税の額が所得割額の7.5%、上限2万円(改正前15%、上限4万円)になりました。

妻に対する均等割軽減の廃止

妻に対する均等割軽減措置が廃止され、妻に一定の所得があれば妻に均等割(4千円)が全額課税されることになりました。
なお、収入がない方やパートなどの年収が100万円以下の方は、これまでとおり課税されません。

国民年金保険料等に係る証明書の添付

国民年金保険料等に係る社会保険料控除の適用について、当該保険料等の支払をしたことを証する書類を、住民税申告書(または確定申告書)に添付をしなければならぬこととされました。

65歳以上の方へ

今回の税制改正により、今まで非課税だった方が課税されたり、新たに申告が必要になる方がいます。

【公的年金支給の際に所得税が源泉徴収された方へ】

公的年金等は「雑所得」として、年金支給の際に所得税の源泉徴収を行います。平成17年1月から、源泉徴収の対象となる公的年金額が変更になりました。源泉徴収され、社会保険料、生命保険料、医療費(一定基準以上)などを支払った方は、確定申告をすると所得税の還付が受けられる場合があります。申告の際は、生命保険料の控除証明書や医療費の領収書などが必要になります。

公的年金等の源泉徴収票の源泉徴収税額欄をよく確認して、確定申告してください。

住民税の申告では、所得税は還付されません。

公的年金等控除額の変更

65歳以上の方の公的年金等の収入額から控除される公的年金等控除額の計算式が変更になり、所得の計算方法が右表のようになりました。65歳未満の方については変更はありません。

収入金額(A)	65歳以上の方の計算式(昭和16年1月1日以前生まれ)
~3,299,999円	(A) - 1,200,000円
3,300,000円~4,099,999円	(A) × 75% - 375,000円
4,100,000円~7,699,999円	(A) × 85% - 785,000円
7,700,000円~	(A) × 95% - 1,555,000円

遺族年金・障害年金等は非課税年金なので、公的年金収入金額には含まれません。

65歳以上の方に適用される非課税措置の廃止

65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に適用されていた非課税措置が廃止されました。ただし、昭和15年1月2日以前生まれで、前年の合計所得金額が125万円以下の方については、税額(所得割および均等割)を減額する経過措置があります。

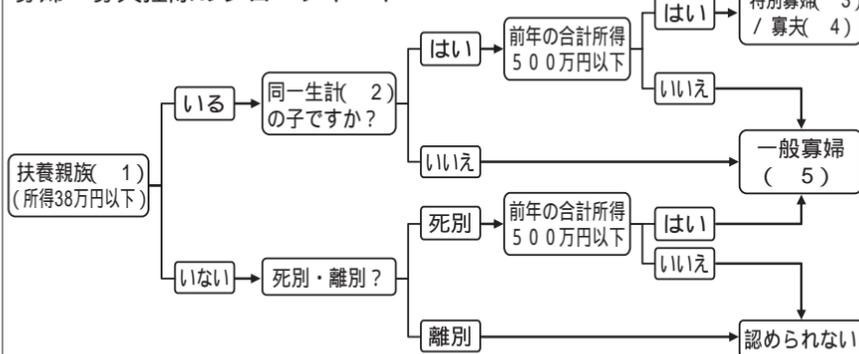
年度	市民税		都民税	
	均等割	所得割	均等割	所得割
18	1,000円	3分の2を減額	300円	3分の2を減額
19	2,000円	3分の1を減額	600円	3分の1を減額
20	3,000円	減額なし	1,000円	減額なし

老年者控除の廃止

65歳以上で、前年の合計所得金額が1000万円以下の方に認められていた老年者控除(控除額48万円)が廃止になりました。

寡婦(夫)控除の「老年者以外」という要件がなくなり、65歳以上の方でも寡婦(夫)控除の適用が受けられるようになりました。(フローチャート参照)なお、適用を受ける場合は申告が必要です。

寡婦・寡夫控除のフローチャート



- (1) 扶養親族... 税制上の扶養です。
- (2) 同一生計... 生計を一にしていれば、同居である必要はありません。
- (3) 特別寡婦... 控除額 30万円
- (4) 寡夫... 控除額 26万円
- (5) 一般寡婦... 控除額 26万円

今回の改正により公的年金収入のみで住民税が課税される方は下表のようになります。

年齢	扶養親族数	住民税が課税される公的年金収入
65歳未満	0人	105万円を超える方
	1人	172.6万円を超える方
65歳以上	0人	155万円を超える方
	1人	212万円を超える方

65歳以上とは、昭和16年1月1日以前生まれの方です。寡婦(夫)控除、障害者控除の適用を受ける場合、公的年金収入245万円以下の方は非課税となります。なお、適用を受けるには申告が必要です。ここに記載されている税法等については、平成17年12月末現在のものです。